

別記 第● 振動

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う振動が生活環境に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする振動は次のとおりとする。

- ア 振動規制法に基づく規制基準及び許容限度が定められている振動
- イ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準が定められている振動
- ウ 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等の振動

(2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、振動を環境影響評価項目として選定することを検討する。

- ア 工事中に、建設機械の稼働、工事用車両の走行等による振動の影響が予想される場合
- イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」、「工場及び事業場の建設」、「廃棄物処理施設の建設」等の対象事業で、施設の稼働、関連車両の走行等による振動の影響が予想される場合
- ウ その他振動の影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 振動の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な環境振動、特定振動の振動レベル及びそれらの変動の状況を把握する。

イ 関係法令・計画等

- (ア) 環境基本法
- (イ) 振動規制法
- (ウ) 横浜市生活環境保全条例
- (エ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
- (オ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例
- (カ) 横浜市環境管理計画
- (キ) 生活環境保全推進ガイドライン
- (ク) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等
- (ケ) その他必要なもの

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し調査する。

- (ア) 地形及び地盤の状況
- (イ) 工作物の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 振動の主要な発生源の状況
- (オ) 自動車交通量等の状況

自動車交通量、車種構成、道路構造等の状況

- (カ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 振動の状況

- (ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により振動の状況に変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容並びに土地利用の状況、地形及び地盤の状況等を考慮して設定する。

- (イ) 調査期間、調査時間帯

事業特性及び地域特性を勘案し、振動の状況を適切に把握し得る期間、時間帯とする。

- (ウ) 調査方法

原則として現地調査とする。

また、必要に応じて最新の既存資料の収集整理を行う。

なお、現地調査は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

- (ア) 調査地域

原則として「ア 振動の状況」の調査地域とする。

- (イ) 調査方法

調査方法は、原則として最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査又は関係機関へのヒアリング等を行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 振動による影響を最小限にとどめる水準
- (2) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

「2(1)ア 振動の状況」の項目で、対象事業の実施により変化する振動の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2(2)ア 振動の状況」の調査地域を勘案して、対象となる振動の状況を適切に把握し得る範囲とする。

予測地点は、「2(2)ア 振動の状況」の調査地点及び調査結果を勘案し、対象調査範囲のうちから当該地域の振動を代表すると予想される地点又は振動の発生源に近接する地点など、対象となる振動の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事に起因する振動の影響が最大となる時期、時間帯とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期、時間帯とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

(a) 建設機械に係る条件

- ・使用する機械
- ・対象事業の工法及び工程
- ・工事に係る振動源の位置及び数
- ・建設機械の稼働条件
- ・振動に対する保全対策
- ・その他必要な事項

(b) 工事用車両に係る条件

- ・工事用車両の走行ルート
- ・車種、台数

- ・稼働条件
- ・その他必要な事項
- b 存在・供用時
 - (a) 道路交通振動
 - ・道路構造
 - ・計画交通量
 - ・設計速度
 - ・振動に対する保全対策
 - ・その他必要な事項
 - (b) 鉄道振動
 - ・軌道の構造
 - ・運行本数
 - ・運行速度
 - ・振動に対する保全対策
 - ・その他必要な事項
 - (c) 工場及び事業場振動
 - ・建物の構造
 - ・供用時における振動源の位置及びその数
 - ・稼働条件
 - ・その他必要な事項
- (イ) 予測方法
 - 定量的に把握する方法とし、対象事業の内容、地形及び工作物の状況を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。
 - なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程等を明確にする。
 - a 数理モデルによる方法
 - b 経験的モデルによる方法
 - c 類似事例から推定する方法
 - d その他適切な方法
- (3) 予測結果
 - 次に掲げる事項のうちの適切な事項について、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。
 - ア 振動レベルの最大値及びその出現位置
 - イ 付加量及び付加量にバックグラウンドを加味した振動レベル
 - ウ 予測地点における振動レベル
 - エ 等値線図（コンター図）

オ その他適切な事項

5 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施による振動が及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 建設機械及び工法に関する措置
- イ 建設機械及び工事用車両の稼働・運行に関する措置
- ウ 工事関係者への指導及び教育に関する措置
- エ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 施設及び設備機器に関する措置
- イ 関連車両の走行に関する措置
- ウ その他適切な措置

7 事後調査

(1) 事後調査項目

原則として予測項目及び環境保全措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

- ア 事後調査の頻度
予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。
- イ 事後調査時期
原則として予測時期とする。
- ウ 事後調査地域、事後調査地点
事後調査地域は、原則として予測地域とする。
事後調査地点は、原則として予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。
- エ 事後調査方法
原則として現地調査及び関連資料の整理とする。